

平成30年5月9日

青森県教育委員会第832回定例会

期 日 平成30年5月9日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 平成30年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について ..... 1
- 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 2
- 議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について..... 3
- 議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について ..... 4

### 3 その他

- 中南地区統合校開設準備委員会の設置について ..... 5
- 職員の懲戒処分の状況について ..... 6

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 平成 3 0 年度青森県教科用図書選定審議会委員 の人事について

平成 3 0 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員名は、  
教科書採択の公正  
確保のため、採択  
事務終了後（9 月  
1 日）に学校教育  
課ホームページで  
公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する  
任期は平成 3 0 年 5 月 1 1 日から平成 3 0 年 8 月 3 1 日までとする

平成 3 0 年 5 月 9 日

青森県教育委員会

## 議案第2号

### 青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

木	村	文	江
白	木	佳	乃
前	田	敏	子
須	藤	紀	子
小笠原		秀	樹
鈴	木	麻理	奈
玉	川	玲	子
斉	藤	光	政
瀧	口	孝	之
生	島	美	和

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は平成30年5月13日から平成32年5月12日までとする

平成30年5月9日

青森県教育委員会

## 議案第3号

### 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う。

新井山 毅

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

齋藤 実

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は平成30年5月10日から平成31年11月12日までとする

平成30年5月9日

青 森 県 教 育 委 員 会

## 議案第4号

### 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の 人事について

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事を次のとおり行う。

杉	本	孝
竹	内	正 光
細	越	敬 喜
山	内	正 勝

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する

任期は平成30年5月13日から平成32年5月12日までとする

平成30年5月9日

青森県教育委員会

# [その他]

## 中南地区統合校開設準備委員会の設置について

### 1 設置目的

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、黒石高校及び黒石商業高校の統合による中南地区統合校を平成32年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため開設準備委員会を設置する。

### 2 設置期間及び開催回数

平成30年度の1年間（4回程度の開催を予定）

### 3 協議内容

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関すること。
- (2) その他、統合校の開設準備に関すること。

### 4 委員等の構成

#### (1) 委員

- ・両校の校長の職にある者
- ・両校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者
- ・黒石市教育委員会教育長
- ・地域の学校教育関係者として学識経験を有し、青森県教育委員会教育長が特に必要と認める者

#### (2) オブザーバー

- ・両校の教頭及び事務長の職にある者
- ・両校の教職員で校長が特に必要と認める者

### 5 開催場所及び開催方法

開設準備委員会の会場は両校の会議室等とし、開設準備委員会は公開で行う。

### 6 その他

#### (1) 中南地区統合校開設までのスケジュール

地区・学校名		年度			
		H30	H31	H32	H33
中南	中南地区統合校	開設準備委員会設置	開設準備室設置	開校・募集開始	
	【統合対象校】 ・黒石高校 ・黒石商業高校			募集停止	年度末閉校

#### (2) 第1回中南地区開設準備委員会の日程等

- ・日時 平成30年5月16日（水）10:00～
- ・場所 黒石商業高校 4階 総合実践室Ⅱ

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について

平成30年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 教諭（40歳 男性）
- ②事件の概要等 女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント
- ・ 平成29年9月16日（土）午前1時頃、青森市内の飲食店において、複数の職員で飲酒した後、女性職員が運転する自動車で自宅近くまで送ってもらった際、駐車した車内において、女性職員に対し、手を握る、肩を抱く等の行為を行ったもの。
- ③処分内容 停職4月
- ④処分年月日 平成30年4月25日

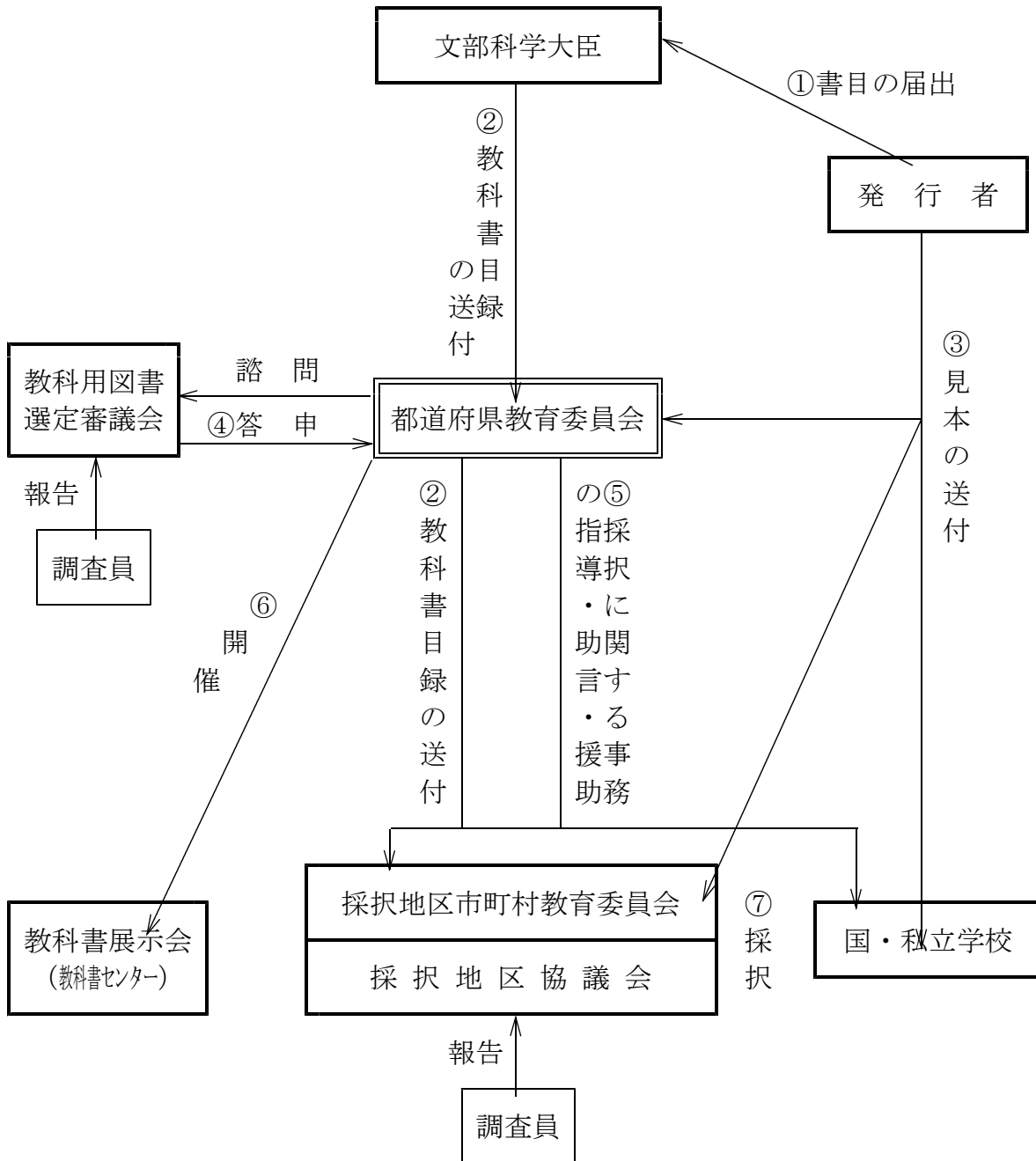


# 参 考 資 料

第 8 3 2 回定例会（平成 3 0 年 5 月）

- 議案第 1 号  
平成30年度青森県教科用図書選定審議会の人事について P 1
- 議案第 2 号  
青森県立図書館協議会委員の人事について P 2 ~ 4
- 議案第 3 号  
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について P 5 ~ 6
- 議案第 4 号  
青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について P 7 ~ 8

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



- <主な根拠法令>
- 採択の権限 … 地教行法第21条第6号  
発行法第7条第1項
  - 採択方法等 … 無償措置法第10条、第11条、第13条～第17条  
採択時期 … 無償措置法施行令第7条～10条、第14条、第15条  
発行法第4条、第5条、第6条

青森県立図書館協議会委員候補者名簿

区	分	現 委 員 (H28.5.13～H30.5.12)						新 委 員 候 補 者 (予定: H30.5.13～H32.5.12)									
		推薦団体等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	推薦団体等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域
学校教育 関係者 (2名)		三八教育事務所	八戸市立 白銀南中学校		校 長	西山 康巳	男	新	三八	西北教育事務所	鶴田町立 胡桃館小学校		校 長	木村 文江	女	新	西北
		青森県学校図書 館協議会	県立弘前南高等 中学校		教 諭	幸山 朋人	男	新	中南	青森県学校図書 館協議会	県立黒石高等学 校		教 諭	白木 佳乃	女	新	中南
社会教育 関係者 (4名)		青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市読 書団体連合会		理 事 兼 読 書 部 会 長	前田 敏子	女	再	三八	青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市読 書団体連合会		理 事 兼 読 書 部 会 長	前田 敏子	女	再	三八
		青森県図書館 連絡協議会	青森市教育委員会事務局 青森市民図書館		参 事 館 長 参 事 取 扱	若佐谷 昭人	男	新	東青	青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館		次 長	須藤 紀子	女	新	西北
		公募 (青森市在住)				小笠原 秀樹	男	一	東青	公募 (青森市在住)				小笠原 秀樹	男	一	東青
		公募 (五所川原市在住)				寺田 さゆり	女	一	西北	公募 (青森市在住)				鈴木 麻理奈	女	一	東青
家庭教育の向上に資 する活動を行う者(1名)		青森県子ども家庭 支援センター	鯉ヶ沢町子育て サポートセンター		代 表 理 事	久保田 ひろみ	女	新	西北	青森県子ども家庭 支援センター	おいらせ町家庭教 育支援チーム・し るくはあと		代 表	玉川 玲子	女	新	上北
		(株)東奥日報社	(株)東奥日報社編 集局 生活文化部		編 集 局 次 長 兼 生 活 文 化 部 長	斉藤 光政	男	新	東青	(株)東奥日報社 編集局 生活文化部			斉藤 光政	男	再	東青	
		上北教育事務所	六戸町 教育委員会		教 育 長	瀧口 孝之	男	新	上北	上北教育事務所	六戸町 教育委員会		教 育 長	瀧口 孝之	男	再	上北
学 識 経 験 者 (3名)	(報道)	弘前学院大学	弘前学院大学 文学部		准 教 授	生島 美和	女	再	中南	弘前学院大学	弘前学院大学 文学部		准 教 授	生島 美和	女	再	中南

## 図 書 館 法 ( 抜 粋 )

( 図 書 館 協 議 会 )

第 1 4 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 1 5 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 1 6 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日  
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 青森県スポーツ推進審議会 委員名簿（案）

任期：平成29年11月13日～平成31年11月12日

No.	氏 名	役 職	選考分野
1	伊 藤 武 男	元はしかみ総合スポーツクラブ会長	地域スポーツ
2	岡 村 良 久	青森県スポーツドクターの会会長	スポーツ医科学
3	川 越 流美子	青森県なぎなた連盟理事長	競技スポーツ
4	川 畑 智 子	青森県スポーツ推進委員協議会委員 (女性委員会副会長)	地域スポーツ
5	木 村 徳 栄	青森市卓球協会参与（前県スポレク連盟副会長）	地域スポーツ
6	工 藤 敦 子	車力楽笑スポーツクラブクラブマネジャー	地域スポーツ
7	齋 藤 春 香	弘前市職員（あおもりアスリートネットワーク代表）	競技スポーツ
⑧	齋 藤 実	青森県中学校体育連盟会長	学校体育団体
9	齋 藤 和香美	前八戸市小学校体育科教育研究会会長	その他有識者
10	成 田 一二三	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長	行政機関
11	花 田 慎	青森県高等学校体育連盟会長	学校体育団体
12	船 場 亜 希	青森県スケート連盟強化委員	競技スポーツ
13	本 間 正 行	前弘前大学教育学部教授	スポーツ医科学
14	松 本 範 子	東北女子大学家政学部教授	スポーツ医科学
15	目 澤 伸 一	青森県スポーツ推進委員協議会会長	その他有識者
16	山 本 美紗子	青森県女子体育連盟会長	地域スポーツ
17	渡 邊 陵 由	八戸学院大学健康医療学部准教授	公募

○青森県スポーツ推進審議会条例

平成二十三年十月十七日  
青森県条例第四十四号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)
- 2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。  
(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。
  - 一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二
  - 二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三

## 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員選任に係る関係法令

### ○銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

（登録）

第 1 4 条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4～5（略）

### ○銃砲刀剣類登録規則（抜粋）

（登録審査委員）

第 2 条 法第 1 4 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

### ○青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則（抜粋）

（任命等）

第 2 条 審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 審査委員の定数は、5 人とする。

3 審査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、審査委員を免ずることができる。

### ○青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項（抜粋）

- 1 銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者
- 2 美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法に違反した者及び同法に関連する係争に関係していない者
- 4 原則として、満 8 0 歳以下の者



## 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 選任案

○現在の委員（平成28年5月13日～平成30年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	委嘱年
1	すぎもと たかし 杉本 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	平成 22
2	たけうち まさみつ 竹内 正光	五所川原市	無職	平成 28
3	よしざわ ごう 吉澤 剛	弘前市	（有）二唐刃物鍛造所 刃物部門 部長	平成 28
4	ほそごえ ひろき 細越 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	平成 28
5	（欠員）			

○新委員候補者（平成30年5月13日～平成32年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	付記
1	すぎもと たかし 杉本 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	再任
2	たけうち まさみつ 竹内 正光	五所川原市	無職	再任
3	ほそごえ ひろき 細越 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	再任
4	やまうち まさかつ 山内 正勝	田舎館村	無職	新任
5	（欠員）			